

報告第 13 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 8 月 29 日

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 6 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 5 日

鴨川市長 佐々木 久之

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 7 年 4 月 12 日 午前 10 時 5 分頃

場所 鴨川市北風原 726 番

3 事故に係る損害額

相手方 車両左側前部タイヤ及び左側後部タイヤ損傷 17,470 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

17,470 円

6 和解の条件

（1） 市から相手方に対する損害賠償金 17,470 円をもって和解する。

（2） 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。